



ネパール 2019年の動き

2020年1月

One Asia Lawyers 南アジア事務所

1 転換期を迎えたネパール

ネパールは2015年9月に新憲法を公布した後、2017年に地方選挙と州・連邦下院議員選挙を実施、2018年によりやく新憲法に則った初めての地方議会・上下院からなる連邦議会とともに新政権が発足したばかりです。

政府は、アジア最貧国の1つとされる国を2030年までに中所得国に押し上げるという経済成長を目標に掲げ、投資環境の整備・海外投資の誘致を積極的に進めています。

2 2019年ネパール投資サミットの開催

2019年3月29～30日にかけて、首都カトマンドゥでネパール投資サミットが開催されました。

ヒマラヤ山脈を擁するネパールは豊富な水源と急峻な地形に水力発電のポテンシャルが見込まれるほか、自然・文化遺産を資源とする観光産業や、生物多様性を背景にした農業やアロマ植物の研究等に潜在的市場があると言われます。また、豊かかつ安価な労働力を持ち、世界最大の人口（14億超）を擁する中国と、同じく世界第二位の人口（13億超）を擁するインドという急成長を遂げる2つの圧倒的規模の市場に挟まれており、特にインドの間では無関税でアクセスが可能です。未だ投資競争が過熱化していない同国への投資の可能性を検討するべく、700名以上の参加者が40の国々から集い、ネパール側からは首相自らがスピーチのため出席し、投資先としての魅力をアピールしました。

3 進む法整備

ネパールでは、民事・経済関係の改正・法整備が進められており、2016年には産業企業法



¹が、2017年には民法²・民事訴訟法³と労働法⁴、会社法⁵が、2019年には外国投資・技術移転法⁶が相次いで改正されました。これらの法律は常にレビューされており、今後も逐次改正が加えられていくと思われま

4 改正主要法令の概要

産業企業法は、列挙された産業全てにつき、同法に従い登録することを義務付けています。2016年の改正で、窓口の一本化による手続の簡易化、また産業ごとの税金の優遇等が定められました。また CSR（企業の社会的責任）として、企業の規模に従い年間収益の1%以上の拠出を定めています。

民法・民事訴訟法は、従前は刑法・刑事訴訟法とまとめて1つの法律(1853年国法: Muluki Ain) だったものに関係法令を統合しつつ、分割・整理されたものです。民法には従前ネパールに規定のなかった一般的な不法行為が定められたほか、国際私法の章が設けられ、外国人・外国企業との人的関係・取引関係の法的整理が試みられています。なお、原則として外国人の不動産取得は認められていません。

労働法の改正により、改正前は10名以上の従業員がいる場合のみに適用された同法の適用に制限がなくなりました。ただし、従業員の数に応じて義務付けられる措置があります。雇用契約は、普通雇用、特定の業務の完成を目的とした雇用、期間雇用、1ヶ月あたりの就業日や週あたりの就業時間を限ったもの、そしてインターンと柔軟な形態が認められています。労働時間は1日8時間で週48時間、残業は週24時間とされており、時間外の賃金は通常の賃金の1.5倍です。ネパールの週休は1日だけ（通常は土曜）です。

会社法改正で、商号や商標等の保護、非公開会社の株主数の上限拡大、非公開会社から公開会社への転換の自由化等が定められました。会社登録の手続の短縮やオンライン申請についても整備され、会社の設立や運営の簡便化が図られています。またマネーロンダリング防止のための規定が整備されました。

¹ Industrial Enterprises Act 2016 (“IEA”)

² The National Civil (Code) Act, 2017 (2074)

³ The National Civil Procedure (Code) Act, 2017

⁴ Labor Act, 2017(2074)、なお翌2018年には下位規範である Labour Rules 2075(2018)が施行されました。

⁵ Companies (First Amendment) Act, 2017 (2074) ※Companies Act, 2006 の改正

⁶ Foreign Investment and Technology Transfer Act 2019(2075) (“FITTA”)



海外投資については、2019年外国投資・技術移転法が規制しています。海外投資は同法に設けられた下記のネガティブ・リストに該当しない業種のみ認められます。

1	養鶏、漁業、養蜂、果物、野菜、油糧種子、豆類、乳業、その他の主要な農業生産部門
2	家内産業及び小規模産業、
3	個人サービス事業（ヘアカット、仕立て、運転など）、
4	武器、弾薬、弾丸および砲弾、火薬または爆発物、および核兵器、生物兵器、化学兵器(N.B.C.)を製造する産業、原子力および放射性物質を生産する産業、
5	不動産事業（建設業を除く）、小売業、宅配便、地元のケータリングサービス、両替商、送金サービス、
6	旅行代理店、観光に携わるガイド、トレッキングと登山ガイド、ホームステイを含む農村観光、
7	マスコミュニケーションメディア（新聞、ラジオ、テレビ、オンラインニュース）及びネパール言語の映画産業、
8	経営、会計、エンジニアリング、法律相談サービスおよび語学トレーニング、音楽トレーニング、コンピュータートレーニング事業、
9	外国投資が51%を超えるコンサルティングサービス。

現在、ネパール政府はインフラ等の大規模投資を見込んで海外投資の最低額を5,000万ネパールルピーと定めており、中小規模の海外投資にとっては障壁となっています。もっとも、この金額は状況に応じて変更されていくでしょう。

5 今後の動き

内戦後の長い過渡期が終わり、今まさに国の新しい形を作って経済成長に向けて環境整備を開始したネパールですが、政府が掲げる海外投資の誘引を目指し、本稿でご紹介した法令を含めさらに多くの法改正が行われると予想されます。今後も注視していく必要があります。

以上

「One Asia Lawyers」は、日本およびASEAN及び南アジア各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初のASEAN法務特化型の法律事務所です。



当事務所メンバーは、日本および ASEAN 及び南アジア各国の法律実務に精通した専門家で構成されています。日本および ASEAN 及び南アジア各国にオフィス・メンバーファームを構成することにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 及び南アジア各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

Kimiyoshi.shimura@OneAsia.Legal

弁護士 志村公義